

令和4年4月1日

酒類業者 各位

広島国税局 酒類業調整官

「酒類の公正な取引に関する基準」等の一部改正に関する説明会のご案内について

酒類行政はもとより、税務行政全般につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年3月31日に「酒類の公正な取引に関する基準」(国税庁告示)、「酒類の公正な取引に関する基準の取扱いについて」(法令解釈通達)及び「酒類の公正な取引のための指針」(事務運営指針)が改正され、令和4年6月1日から施行されることとなりました。

広島国税局では、今回の改正に関する説明会を、下記日程によりオンライン方式にて開催いたしますので、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、是非ともご参加ください。

記

| 開催番号 | 開催年月日        | 開催時間          | 人数上限 |
|------|--------------|---------------|------|
| 1    | 令和4年4月26日(火) | 10時30分～11時30分 | 100名 |
| 2    | 令和4年4月26日(火) | 13時30分～14時30分 | 100名 |
| 3    | 令和4年4月27日(水) | 10時30分～11時30分 | 100名 |
| 4    | 令和4年5月12日(木) | 10時30分～11時30分 | 100名 |
| 5    | 令和4年5月12日(木) | 13時30分～14時30分 | 100名 |
| 6    | 令和4年5月13日(金) | 10時30分～11時30分 | 100名 |

なお、説明会への参加申込等については、別紙「説明会要領」を参照してください。

|     |   |
|-----|---|
| 担当者 | 広島国税局 課税第二部<br>酒類取引専門官 森 靖洋<br>電話：082-578-5955 (内線 3759、3755) |
|-----|---|

## 説明会要領

### 1 開催方法

Microsoft Teams を使用したオンライン開催となります。

### 2 申込期限

令和4年4月15日（金）

### 3 申込方法

以下の申込事項を入力の上、電子メールによりお申込みください。

《申込事項》

| 項目         | 内容   |
|------------|--|
| メール送信先（宛先） | <a href="mailto:torihiki.kijun@hir.nta.go.jp">torihiki.kijun@hir.nta.go.jp</a> |
| メール件名      | 説明会申込  |
| 本文記載事項     | (1) 申込者名（会社名又は個人名）<br>(2) 希望開催番号（第一希望、第二希望）<br>(3) 連絡先電話番号<br>(4) 連絡先メールアドレス   |

《注意事項》

- ・ 申込者数が予定人数を超えた場合は抽選となりますので、希望開催番号は必ず第二希望まで記載してください。
- ・ オンライン説明会に複数参加される場合は、接続される端末ごとに申込みをお願いします。
- ・ 迷惑メールの設定により、当局からのメールが届かない場合があります。事前に「[@hir.nta.go.jp](mailto:@hir.nta.go.jp)」のドメイン登録をお願いします。

### 4 説明会への参加方法

#### (1) 招待メールの送付

申込期限後1週間程度を目安に、お申込みいただいたメールアドレス宛に、ご参加いただく開催日時と招待用URL及び「説明会への参加手順」を送付します。

#### (2) 注意事項

- ・ インターネット環境の整った場所からご参加ください。
- ・ 説明会自体は無料ですが、通信料等については参加者でご負担ください。
- ・ アプリのダウンロード等は余裕を持って行ってください。
- ・ 当局からの説明中は必ずカメラとマイクはオフにしてください。
- ・ ご質問される際は、マイクをオンにいただき、会社名等を名乗った上でご発言をお願いします。
- ・ マイクの使用ができない場合は、チャット機能をご使用ください。